

沖建協発第 88 号
平成 20 年 8 月 18 日

会 員 各 位

社団法人 沖縄県建設業協会
会 長 呉 屋 守 將
(公 印 省 略)

平成 21・22 年度沖縄県建設工事入札参加資格審査及び
等級格付基準の制定について(通知)

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本会では、県土木建築部と標記基準の制定に係る主観評価の見直し等について、「技術と経営に優れた企業の育成」と「不良・不適格業者の排除」を基本とした意見交換会を重ねてまいりました。

その結果、技術者数、雇用規模、社会貢献等々の評価拡大に結びつけることができました。

つきましては、別添基準を参考として、入札参加資格審査手続きに遺漏の無いようご通知いたします。

謹白



土企第 1000 号
平成20年8月14日

(社) 沖縄県建設業協会 会長 殿

沖縄県土木建築部
部長 漢那 政隆



平成21・22年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準の制定について



時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本県建設行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「平成21・22年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準」を別添のとおり制定しましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体会員の皆様にも周知方よろしく申し上げます。

なお、申請書提出要領については10月頃を目途に策定を予定しておりますが、詳細については別途通知致します。

【本件照会先】

沖縄県土木建築部土木企画課
建設業指導契約班

TEL：098-866-2384

FAX：098-866-2399

平成21・22年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

公共工事のうち発注件数や発注高が大きい特定の5業種（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、ほ装工事業）については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、総合評点の結果に基づき以下のとおり等級格付を行います。

1 等級区分

業 種	等 級 区 分
土 木 工 事 業	特A、A、B、C、D (5等級)
建 築 工 事 業	特A、A、B、C、D (5等級)
電 気 工 事 業	A、B、C (3等級)
管 工 事 業	A、B、C (3等級)
ほ 装 工 事 業	A、B (2等級)

2 等級格付の方法

3の経営事項審査の総合評定値に4の県独自評点を加えた総合評点の上位から格付けしていきます。

なお、総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案した上で決定します。

※等級格付は、県内に主たる営業所を有する県内業者で、上記1の5業種について行っており、県外業者は資格の登録のみを行っています。

3 経営事項審査総合評定値（審査基準日：平成19年7月1日～平成20年6月30日）

建設業法に基づくもので、業者の経営規模、技術力、経営状況等を審査する企業評価制度であり、全国統一の評価基準により行われるものです。

4 県独自評点

今回採用された県独自評価の新基準は、次のとおりです。

(1) 工事成績

工事成績の評点 (平均点)	55点 未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点 以上
特A級 付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点
A 級 付加点数	-20点	-15点	-10点	0点	+15点	+25点	+35点	+45点	+55点
その他 付加点数	-15点	-10点	-5点	0点	+10点	+20点	+30点	+40点	+50点

※ 土木建築部及び農林水産部、企業局、教育庁の発注工事で、平成18・19年度に完成した土木・建築一式工事の成績を、工種ごとに評価します。

(2) 技術者数

業 種	技 術 者	付加点数	備 考
土木工事業	1 級技術者	1 人につき + 3 点	
	2 級技術者	1 人につき + 1 点	
	技術士 (上記技術者と重複可)	1 人につき + 5 点	建設部門、農業部門、林業部門、 水産部門に限ります
建築工事業	1 級技術者	1 人につき + 3 点	
	2 級技術者	1 人につき + 1 点	
	積算士 (上記技術者と重複可)	1 人につき + 3 点	
電気・管・ ほ装工事業	1 級技術者	1 人につき + 3 点	
	2 級技術者	1 人につき + 1 点	

※ 平成 20 年 12 月 1 日現在の技術者数とします。

(3) 雇用の規模

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書(平成20年 9 月)における被保険者数
被保険者 1 人につき +1 点 (但し50点を上限とします。)

(4) 障害者雇用

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	+ 5 点
	法定数以上に雇用	+ 5 点/人 (法定数を超える分)
	雇用義務未達成	- 5 点
法定雇用義務がない場合	雇用している	+ 5 点/人

(5) 表 彰

表 彰 区 分	付与点数	備 考
土木建築部優良建設業者表彰 知 事 表 彰 部 長 表 彰	各+20点 各+10点	平成19年度・20年度において表彰 された工事。
雇用改善大臣表彰 雇用改善知事表彰 国土交通省指定統計調査大臣表彰 安全衛生大臣表彰 安全衛生局長表彰	各+ 5 点	平成18年度から平成19年度まで に企業を対象とした表彰に限りま す。

(6) 建設業退職金共済制度履行状況

履 行 状 況		付与点数
○被共済者 1 人あたりの証紙購入額が十分であるか。 ○手帳更新が行われているか。	2 1 0 点～2 6 9 点	+ 3 点
○公共工事を下請へ請け負わせた場合、証紙を下請へ交付 しているか。	2 7 0 点～3 0 0 点	+ 5 点

※ 経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金事業共済事業沖縄県支部による。

(7) ISOの認証取得

ISOの認証取得	付与点数
ISO 9000シリーズの認証取得	+20点
ISO 14000シリーズの認証取得	+20点

※ 取得業者で、平成20年12月1日現在において登録されていること。

(8) 建設業法違反等

建設業法違反等		期 間	付与点数
指名停止措置		1か月未満	回数×(-20点)
		1か月以上6か月未満	回数×(-30点)
		6か月以上	回数×(-40点)
監督処分	指示処分		回数×(-20点)
	営業停止	1か月未満	回数×(-30点)
		1か月以上6か月未満	回数×(-40点)
		6か月以上	回数×(-50点)
	許可の取消処分 (一部業種に係る)		回数×(-60点)

※ 対象期間：過去2年間（平成18・19年度）。但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点します。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とします。

(9) 社会貢献等

下表の評価項目について、いずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点します。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数（活動年数）
1. 労働安全対策	(社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	1年加入につき、1点付与する。 但し、上限は35点とする。
2. 技術研修等参加状況	(社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	同上
3. 地域貢献活動	(社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	同上

※ 団体への加入は、平成20年12月1日時点において在籍し、満1年以上加入していることを条件とします。

※ 複数の団体に加入している場合には、点数の高い方で評価します。

※ 過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除きます。

5 等級格付の条件

総合評点の順位に関わらず、等級格付については次の条件を設定します。なお、土木・建築工事業の1級技術者とは、建設業法等にいう技術者で、1級相当の大臣認定者を除きます。

(1) 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設許可業者であること。

(2) 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。

(技術士は1級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は1人とする。)

- (3) 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
- (4) 電気・管・ほ装工事業のAは、1級技術者1名以上を有していること。
- (5) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。
- (6) 昇級は1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。
- (7) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

6 申請の受付（2年毎の定期受付）

(1) 申請の要件

- ア 建設業許可を受けていること。
- イ 不正行為・契約不履行等の事実から1年以上を経過していること。
- ウ 有効な経営事項審査を受けていること。
- エ 営業を開始して1年以上であること。
- オ 年間平均で完工高があること。
ただし、格付業種については、年間平均完工高が500万円以上あること。
- カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- ※ 社会保険・雇用保険・建設業退職金共済制度・建設業労働災害防止協会に加入していること。

(2) 申請受付期間及び受付場所 別紙のとおり

(3) 申請の方法

県では、フロッピーディスク申請（FD申請）を導入しています。今回の申請においても、申請者の負担軽減、行政事務の効率化等の観点から、引き続き、FD申請を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、具体的なFD申請の要領・手順については、県土木建築部土木企画課のホームページにてご確認ください。（10月下旬掲載予定）

また、郵送での受付は認めていませんので、申請内容について答えられる方にご持参させてください。

(4) 追加申請の受付

定期受付時にやむをえない事情により申請できなかった者の追加の資格審査申請については、平成21年度中に2回、別途期間を定めて実施します。

7 特例措置の適用申請

官公需適格組合、経常建設共同企業体、合併等の企業再編に対する特例措置の適用申請については、別に定めます。

8 その他の留意事項

入札参加資格申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の登録を行わないことあるいは資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかったとき。
- (2) 審査のための実態調査に応じないとき。
- (3) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。

別紙

入札参加資格審査の申請受付

区分		申請期間	受付場所	申請要領入手方法	備考
工事	県内	平成 20 年 12 月 1 日(月) ～ 12 月 12 日(金)	1.知事許可業者 所轄の土木事務所庶務課又は支庁土木建築課 2.大臣許可業者 県庁土木企画課	1.沖縄県土木企画課ホームページからダウンロードする。 2.沖縄県建設業協会で販売予定(浦添市牧港 5-6-8、TEL098-876-5211)	
	県外	平成 21 年 1 月 13 日(火) ～ 1 月 23 日(金)	県庁土木企画課	1.沖縄県土木企画課ホームページからダウンロードする。 2.沖縄県建設業協会で販売予定(浦添市牧港 5-6-8、TEL098-876-5211)	
コンサル(測量・調査等)	県内	平成 20 年 12 月 1 日(月) ～ 12 月 12 日(金)	1.本島・周辺離島に営業所がある者 県庁土木企画課	1.沖縄県土木企画課ホームページからダウンロードする。	
		平成 21 年 1 月 13 日(火) ～ 1 月 23 日(金)	2.宮古地区に営業所のある者 支庁土木建築課 3.八重山地区に営業所のある者 支庁土木建築課	2.沖縄県測量設計コンサルタンツ協会販売予定(那覇市泉崎 1-7-9、TEL098-861-5662)	
	県外	平成 21 年 1 月 13 日(火) ～ 1 月 23 日(金)	県庁土木企画課	1.沖縄県土木企画課ホームページからダウンロードする。 2.沖縄県測量設計コンサルタンツ協会販売予定(那覇市泉崎 1-7-9、TEL098-861-5662)	
経常 JV 特例		別に定める	県庁土木企画課	別に定める	
官公需特例		平成 20 年 12 月 1 日(月) ～ 12 月 12 日(金)	県庁土木企画課	別に定める	
合併等特例		別に定める	県庁土木企画課	別に定める	